

専決処分の承認について

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

平成 27 年 6 月 2 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

地方税法施行令の一部改正により秦野市国民健康保険税条例の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づいて専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書



秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の均等割額及び世帯別平等割額の軽減対象世帯を拡大することについて、早急に対応する必要があるため改正する。

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。